

育児休業等支援コース (働くママを支援) 最高142.5万円 <180万円>

I 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた**中小企業事業主**に支給します。

<主な要件>

A [育休取得時]

- ・ 育児休業の取得、職場復帰について**労働者へ周知**すること。
- ・ 面談を実施し希望等を確認のうえ**プランを作成**すること。
- ・ 育児休業の開始日の前日までに、業務の引き継ぎをし、対象労働者に、**連続3カ月以上の育児休業**を取得させること

B [職場復帰時]

- ・ 育休中の労働者に**職務や職務の情報・資料の提供**を実施。
- ・ 育児休業終了前に上司等が**面談を実施**し記録すること。
- ・ **原則として原職等に復帰**させ、雇用保険被保険者として**6ヶ月以上継続雇用**していること

A 休業取得時	28.5万円 <36万円>
B 職場復帰時	28.5万円 <36万円>

Ⅱ 業務代替支援

- ・ 育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた**中小企業事業主**に支給します。

<主な要件>

- ・ 原職等に復帰させる旨を**就業規則等に規定**すること
- ・ **3ヶ月以上の育児休業**を取得し、**代替要員**を新たに確保**(A)**又は周囲の社員に**業務をカバーさせる(B)**こと
- ・ 対象労働者を**原職等に復帰**させ、6ヶ月以上継続雇用

A 新規雇用	47.5万円 <60万円>
B 手当支給時	10万円 <12万円>
有期雇用労働者加算	9.5万円 <12万円>

Ⅲ 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた**中小企業事業主**に支給します。

<主な要件>

- ・ 育児・介護休業法を上回る「A:子の看護休暇制度」または「B:保育サービス費用補助制度」を導入していること。
- ・ 復帰した後6ヶ月に、下記の一定の利用実績があること

制度導入時	28.5万円 <36万円>
制度利用時	A: 子の看護休暇制度1,000円 <1,200円> ×時間 B: 保育サービス費用補助制度 実績の2/3

※ < > は、生産性要件を満たした場合

働くママコース * 国と東京都の2つの助成金は、看護師、理容・美容士、デザイナー、IT技術者、会計事務所の監査担当者・法律事務所のパラリーガル等、女性専門職員の雇用を支援する最適な助成金です。

就業継続しやすい職場環境を整備し、女性従業員に育児休業を取得させた都内中小企業等対象（従業員300名以下の企業・法人）

支給125万円（一事業者1回のみ）

● 奨励の対象となる従業員、育児休業取得要件

都内在勤の女性従業員（雇用保険被保険者）が、子が1歳に達するまでに育児休業を開始し、1年以上得取した後、復帰後3ヶ月以上継続雇用されていること

※令和4年10月1日以降に取得した育児休業は、合算できるようになります。ただし、1歳までに開始したものに限りません。その他、合算には要件があります。

● 環境整備要件

- 復帰するまでの間に復帰支援として面談を1回以上かつ復帰に向けた社内情報・資料の提供を定期的に行なったこと
- 育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について、令和4年4月1日以降、いずれかを就業規則に整備したこと
 - ① 育児休業期間の延長
 - ② 育児休業延長期間の延長
 - ③ 看護休暇の取得日数の上乘せ
 - ④ 中抜けありの時間単位の看護休暇導入
 - ⑤ 育児による短時間勤務制度の利用年数の延長

● 申請期間

育児休業から復帰後3ヶ月経過した翌日から2ヶ月以内または令和5年3月31日のいずれか早い日まで
※ただし、予算の全額が執行されると終了となります